

## 総長選考・監察会議（第5回）

令和5(2023)年9月13日（水）

14：00～15：30

### 議 題

1. 総長の賞与に係る職務実績評価について
2. その他

### 配付資料

1. 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書（非公開）
2. 総長に対する評価意見等（第4回総長選考・監察会議、第4回学内WG、まとめ（非公開）
3. 東京大学総長の賞与に係る 職務実績評価について（非公開）
4. 総長の賞与に係る職務実績評価スケジュール・イメージ
5. 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日総長選考会議）
6. 第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）

### 参考資料

1. エビデンス資料 UTokyo Compass（非公開）
2. 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）
3. 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（令和5年7月6日）

経営協議会

総長選考・監察会議

総長

監事

6月23日：第2回総長選考・監察会議

- ・賞与に係る職務実績評価の実施手順について審議・決定

7月6日 賞与に係る職務実績評価の自己評価書の提出依頼（8/21ㄨ切）

自己評価資料作成

7月25日：第3回総長選考・監察会議

- ・監事と総長選考・監察会議の懇談  
（総長の昨年度の業務執行状況についての意見交換）

懇談

8月21日 総長から自己評価書の提出

自己評価資料提出

8月30日：第4回総長選考・監察会議

- ・総長と総長選考・監察会議の懇談  
（総長から自己評価書に基づく説明）

懇談

9月13日：第5回総長選考・監察会議

- ・総長選考・監察会議による総長の賞与に係る職務実績評価の決定

10月上旬 総長へ職務実績評価の結果を通知

評価結果受領

- ・役員賞与の支給日及び支給基準（H28.11.24総長裁定）に基づき決定

11月15日：第6回総長選考・監察会議

- ・総長と総長選考・監察会議の懇談  
（総長の今年度の業務執行状況についての意見交換）及び監事所見

懇談

所見

11月15日

- ・経営協議会に報告事項として付議

- ・総長の職務実績評価を経営協議会へ報告

令和 4 年 3 月 2 4 日

総長選考会議

## 総長の賞与に係る職務実績の評価について

東京大学役員給与規則（平成 1 6 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 2 8 年総長裁定）に基づき、総長の賞与の額の増減に係る職務実績の評価については、下記により取扱うものとする。

## 記

## 1 職務実績の評価方法

総長選考・監察会議は、職務実績の評価を行うにあたっては、中期計画及び本学として策定する行動計画の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、必要に応じて総長及び監事と懇談を行うものとする。

## 2 職務実績の評価対象期間及び評価実施時期

- (1) 職務実績の評価対象期間は、前年度 1 年間における実績評価とする。
- (2) 職務実績の評価は、11 月までに行う。

## 3 職務実績の評価区分

職務実績の評価区分は、次表のとおりとする。

職務実績の評価区分	(増減率)
A：計画を著しく上回って進捗している	1.10
B：計画を上回って進捗している	1.05
C：計画の達成に向けて順調に進捗している	1.00
D：計画の達成のためには遅れている	0.95
E：計画の達成のためには重大な改善事項がある	0.90

## 4 職務実績の評価の決定

職務実績の評価の決定は、総長選考・監察会議委員の合議により行う。

## 5 職務実績の評価結果の通知及び報告

総長選考・監察会議は、職務実績評価の結果について、総長に通知し、経営協議会に報告する。

## 6 実施

この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

**第4回総長選考・監察会議議事要旨（案）**

1. 開催日時：令和5年8月30日（水）13：00～14：35
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：遠藤、国谷、国土、小林、佐藤、高橋、板東、山本、須田、山内、南學、島野、廣井、杉山、兵藤 各委員
4. 説明者：藤井総長
5. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
6. 議題
  - 1 総長の賞与に係る職務実績評価について
    - （1）総長による実績評価 自己評価書の説明
    - （2）自己評価書についての意見交換
    - （3）次回に向けた意見交換
  - 2 その他
7. 配付資料
  - 1-1 総長の賞与に係る職務実績 自己評価書
  - 1-2 エビデンス資料 UTokyo Compass
  - 2 総長の賞与に係る職務実績評価スケジュール・イメージ
  - 3 総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和4年3月24日 総長選考会議）
  - 4 第3回総長選考・監察会議議事要旨（案）
8. 参考資料
  - 1 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和5年3月15日改正）
  - 2 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）（令和5年7月6日）
9. 議事

全ての議事が人事に関する意見交換を行うものであるため、議事を非公開とする。

  - 1 総長の賞与に係る職務実績評価について
    - （1）総長による実績評価 自己評価書の説明  
議題1（1）に関し、藤井総長から自己評価書について説明があった。
    - （2）自己評価書についての意見交換  
議題1（2）に関し、出席委員と総長との意見交換が行われた。
    - （3）次回に向けた意見交換  
議題1（3）に関し、出席委員の間で意見交換が行われた。
  - 2 その他  
事務局から、今後の日程について説明があった。

以上

## 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項

(令和5年3月15日総長選考会議承認)

## 1. 議事の記録について

- (1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の議事は、書面及び電磁的音声記録により記録するものとする。書面による記録は、議事要旨及び議事録とする。
- (2) 議事要旨は、議事の論点及び経過並びに結果及び決議事項を簡潔に記載するものとする。
- (3) 議事録は、議事の経過と結果・決議事項について、委員の氏名や意見・発言内容などを具体的に記載するものとする。
- (4) 議事録は、選考会議が定めるところに従い、委員間の情報共有に用いるほか、委員の交代に際し、新旧委員間の情報伝達にも活用できるものとする。

## 2. 議事・配付資料の公開について

- (1) 会議の議事要旨、議事録（議長を除き匿名化したもの。以下同じ。）及び配付資料は、原則として各回の会議終了後に東京大学ホームページの選考・監察会議ページに公開する。ただし、人事に関する意見交換を行う議事の議事録及び配付資料は非公開とし、それ以外の議事録及び配付資料についても全部またはその一部を公開することが適当でないと選考・監察会議が議決したときは、非公開とすることができる。
- (2) 前号ただし書き後段の規定により議事録及び配付資料を公開しないこととする場合は、その理由について、選考・監察会議の承認を得る。
- (3) 前二号の規定により公開しないこととする場合は、その旨及び理由を併せて公表する。
- (4) 選考・監察会議ページには、問い合わせ先を明示し、常時、質問や意見を受け付ける。
- (5) 電磁的音声記録による記録は公開しない。

## 3. 保秘事項について

- (1) 委員は、人事に関する意見交換を行う議事については、議事要旨として公表される内容を除き、議事の内容を保秘するものとする。
- (2) 議長は、人事に関する意見交換を行う議事に際しては、当該議事の開始時と終了時に保秘について確認するものとする。
- (3) 人事に関する意見交換以外の議事においても、公表に適さない内容が含まれていると議長または委員が思料した場合は、当該議事の終了時に保秘とするか否かを決定するものとする。
- (4) 全ての議事において、議長を除き意見の発言者名は保秘するものとする。

## 4. 議長の選出方法について

- (1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。
- (2) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、各委員の略歴等の情報を事前に共有するものとする。
- (3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、国立大学法人法、規則及び内規に定める選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認する

ものとする。

- (4) 議長の選出のための委員の互選は、委員間で意見交換をした後に単記無記名投票を行い、出席委員の過半数の票を得た者を議長とする。
- (5) 前号において、出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について、単記無記名投票を行う。
- (6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。
- (7) 議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。

#### 5. 議長の行動指針について

- (1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。
- (2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。

#### 6. 選考・監察会議の傍聴及び陪席について

- (1) 人事に関する意見交換が行われる議事を除き、委員選出母体である経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の傍聴を認める。
- (2) 学内構成員に公開することが適切であると選考・監察会議において事前に決定した議事については、学内構成員の傍聴を認めることができる。
- (3) 監事のほか、以下の者の陪席を認める。

ア. 総務部長

イ. 人事部長

ウ. 本部法務課長

エ. 本部法務課法規チーム職員

オ. その他議長が必要と認める者であって、選考・監察会議により承認された者

#### 7. 選考・監察会議における関係規則等の席上配置について

- (1) 選考・監察会議においては、関係規則等をまとめた冊子を席上に配置するものとする。
- (2) オンライン会議においては共有 URL に関係規則等をまとめた冊子の電子媒体を格納し、常時参照できるようにする。

#### 8. 経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員との関係について

- (1) 経営協議会及び教育研究評議会それぞれと定期的に懇談会を開催し、審議状況の報告と意見交換を行う。
- (2) 総長選考の仕組み等、重要な決定を行う場合には、学内構成員への意見照会の手続きを履む等、十分な情報提供及び透明性の確保に努める。

#### 9. 選考・監察会議の開催方式について

- (1) 選考・監察会議の審議は、対面（オンライン形式含む。）によるものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、書面（電子メール含む。以下同じ。）による審議とすることができる。
- (2) 前号ただし書きに規定する書面による審議を行う場合、議長は、あらかじめ審議事項を委員へ示した上で、書面による審議の必要性に関し、委員に異議がないことを確

認しなければならない。

10. 本了解事項に定める事項について疑義が生じたとき、または本了解事項に定めのない事項について定める必要が生じたときには、選考・監察会議においてその都度決定するものとする。

令和 5 年 7 月 6 日

総 長 殿

総長選考・監察会議議長  
板東 久美子

## 総長の賞与に係る職務実績評価の実施について（通知）

総長の賞与額の増減は、東京大学役員給与規則（平成 16 年 4 月 1 日役員会議決）第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに役員の賞与の支給日及び支給基準（平成 28 年総長裁定）に基づき、総長選考・監察会議による職務実績の評価に基づき行うこととされ、増減率は、職務実績の評価の対象期間（令和 4（2022）年度分）にかかる賞与に反映させるものとされております。

総長選考・監察会議では、この総長の職務実績の評価にあたり、総長の賞与に係る職務実績の評価について（令和 4 年 3 月 24 日総長選考会議）を定め、中期計画及び本学として策定する行動計画（UTokyo Compass）の進捗度、達成度その他業務に対する貢献度等を総合的に勘案して行うこととしております。

つきましては、職務実績の評価の日程について下記のとおり決定しましたので、通知いたします。なお、自己評価資料は、8 月 21 日迄に提出をお願いいたします。

## 記

日 時	内 容
令和 5 年 7 月上旬	総長選考・監察会議から、総長へ賞与に係る職務実績評価の自己評価資料の提出依頼
7 月 25 日	総長と監事の懇談 総長の業務執行状況についての意見交換
8 月 21 日迄	総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の提出
8 月 30 日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長から、総長選考・監察会議へ自己評価資料の説明
9 月 13 日	総長の賞与に係る職務実績評価の決定
10 月上旬	総長選考・監察会議から総長へ職務実績評価の結果を通知
11 月 15 日	総長と総長選考・監察会議の懇談 総長の賞与に係る職務実績評価結果を経営協議会へ報告